

「支えあうまち・京都ほほえみプラン」(案)に係る市民意見募集の結果〔全体意見〕

番号	該当章	施策目標	意見(要旨)	本市の対応	意見の分類
1	全般		計画の基本方針について、「ひと」とひらがな表記にしているが特別な意味があるのか。	本計画は、上位計画である「京都市基本計画」で定められた方針を基本方針として掲げており、本計画の表現については、この「京都市基本計画」と表記も含めて同一にしております。	参考
2	全般		計画の基本方針の中に、「すべての人が違いを認め合い」とあるが、「違い」ではなく、「尊厳」或いは「人格」など他の表現の方がよい。		参考
3	全般		計画の基本姿勢として『国籍、民族、性別等に関わりなく、京都市に暮らす全ての障害者を対象とする』ことを明記してほしい。	改めて本計画に記載はいたしません。御指摘のとおり、本計画は、障害の有無にかかわらず京都市に暮らす全ての人を対象としております。	参考
4	全般		保健医療や教育など総合的な計画であるのに「本市のこれまでの取組」が障害者福祉分野に偏りすぎている。	本計画は今後10年間の本市の基本方針を定めた京都市基本計画の障害者福祉分野の分野別計画と位置付けており、障害者福祉分野の取組状況を中心に記載しておりますが、障害者施策における保健医療や教育の分野も記載しております。	参考
5	全般		プランの実現に向け、京都市の実行力に期待している。	市民の皆様の御理解と御協力を賜り、本計画を着実に実施してまいります。	参考
6	全般		障害者のレッテルを貼らないよう呼称を工夫しているのはわかるが、ほかの言葉がくと容易に「障害者」という言葉を用いるのはなぜか。	本市では、既に用語として定着しているものについては「障害者」、それ以外に個人を特定しない場合には「障害のある人」との使い分けを行っております。	参考
7	全般		政府は障害者基本計画を策定したのか。	平成25年度から始まる新たな国の障害者基本計画については、内閣府の障害者政策委員会が平成24年12月に骨子案をまとめ政府に提出しており、政府はこの骨子案をもとに平成24年度内に新たな計画を策定する予定です。	参考
8	全般		市民意見募集用紙を左京区役所へ取りに行ったが置いておらず、結局、職員に頼んでパソコンから出力してもらった。どうにか素晴らしい施策ができて、窓口案内やコーディネーターが伴っていなければ意味がない。	市民意見募集の実施に当たっては、本市ホームページのほか、各区役所や福祉事務所等にも冊子を配架してはありますが、御指摘がありました部署で適切な窓口案内ができず申し訳ございませんでした。今後同様の意見募集を行う際は、御指摘の点にも留意してまいります。	参考
9	全般		障害のある人は障害のない人に対し、どんな違いを認めるのか。(障害者基本法は「障害の有無にかかわらず」としており、障害のある人もない人も「違わない」のではないか。)	障害のある人もない人も共に暮らすためには、障害のある人に対しては、その障害特性を踏まえた適切な配慮が必要であることから、本計画には「障害のあるひともないひと、すべてのひとが違いを認め合い」と記載しております。	参考
10	5章	1	障害者に出会った時の対応の仕方を市民に分かりやすいようにしてほしい。また障害者理解を進める取組をしてほしい。	障害や障害のある人に対する理解の促進については、【施策目標1-1-1(1)市民等に対する啓発 <具体的な取組>○障害者週間等における障害者団体をはじめとする民間団体や公的機関等と協力した啓発活動の実施】等に既に反映しております。	反映済
11	5章	1	年少時から障害のことを知ってもらう交流の場や機会を設け、障害に対する理解が進むようにしてほしい。	年少時からの障害や障害のある人に対する理解の促進については、【施策目標1-1-1(1)市民等に対する啓発 <具体的な取組>○学校や地域における理解と認識を深めるための福祉教育・啓発の推進】に既に反映しております。	反映済
12	5章	1	障害についての理解を深めるため、幼少時からの教育を推進してほしい。		
13	5章	1	障害のある人の交流機会の拡大として婚活支援事業の対象に障害のある人も加えてほしい。	障害のある人の交流機会の拡大については、【施策目標1-1-2市民交流の促進 <具体的な取組>○「ほほえみ広場」をはじめ障害のある人もない人も参加できる催しの開催や交流の機会の確保】に既に反映しております。なお、御指摘の京都市婚活支援事業については、応募資格の「京都市在住在勤の25歳から45歳までの結婚を望む独身男女」を満たす方であれば、どなたでも御応募いただけます。	反映済

番号	該当章	施策目標	意見(要旨)	本市の対応	意見の分類
14	5章	1	障害者差別禁止条例を制定するべきである。	障害を理由とする差別の禁止に関しては、法律で一律に規定する必要があるため、本市独自の条例制定は予定しておりません。現在、国の法律及び京都府の条例制定が予定されており、本市としては、国や京都府と連携しながら、障害を理由とする差別の禁止に関わる啓発等に努めてまいります。	参考
15	5章	1	京都府と連携しながら、障害を理由とする差別の禁止に取り組み、精神障害や精神障害のある人への理解が進むようにしてほしい。	京都府と連携した障害を理由とする差別の禁止に向けた取組については、【施策目標1-1-(4)障害を理由とする差別の禁止への取組 <具体的な取組>○市民等に対する障害を理由とする差別の禁止に関する広報・啓発】に既に反映しております。	反映済
16	5章	1	成年後見を受託する者を増やし、成年後見制度を積極的に活用できる体制を整えてほしい。	成年後見制度を活用できる体制の整備については、【施策目標1-2-(1)成年後見制度の利用等による権利擁護の推進 <具体的な取組>○成年後見支援センターにおける成年後見制度をはじめ権利擁護に関する相談対応や制度利用への支援】等に既に反映しております。	反映済
17	5章	1	精神疾患の方の利用も考慮した成年後見制度等の権利擁護を推進してほしい。		
18	5章	1	虐待について、虐待と暴行・傷害などの犯罪の違いは何か。	障害者虐待について定めた障害者虐待防止法は、虐待に関する潜在被害の救済や養護者支援などを目的とした法律で、罰則規定はなく、虐待行為がこの法律で罰せられることはありませんが、重大な虐待事案に対しては暴行罪や傷害罪などの刑法犯に問われます。	参考
19	5章	1	重度障害者入院時コミュニケーション支援員派遣制度を充実させ、最大時間数を拡大してほしい。	意思疎通が困難な重度障害のある人が入院された際に、医療スタッフ等とコミュニケーションを図ることは重要と考えており、御意見を踏まえ修正(追記)します。 【修正内容:施策目標1-4-(1)コミュニケーション支援の充実 の<具体的な取組>を1項目追加】 ○言語等による意思疎通が困難な重度障害のある人が入院した際のコミュニケーション支援員の派遣	修正
20	5章	1	基幹相談支援センターを、従来のセンターと情報共有できる使い勝手のあるものにしてほしい。	基幹相談支援センターの役割等については、【施策目標1-5-(1)地域での相談支援体制の充実と相談支援の質的向上 <具体的な取組>○地域における相談支援の中核となる「基幹相談支援センター」の設置と指定相談支援事業所への後方支援】に既に反映しております。	反映済
21	5章	1	相談支援と地域活動支援センターとのつながりを活かしてほしい。	御指摘の点も含めた相談支援の充実については、【施策目標1-5-(1)地域での相談支援体制の充実と相談支援の質的向上 <具体的な取組>○3障害いずれの相談にも応じることのできる「障害者地域生活支援センター」に向けた機能拡充】に既に反映しております。	反映済
22	5章	1	地域精神保健福祉の充実の観点からも、基幹型相談支援センターを中心として、地域移行を進めてほしい。	入所施設や精神科病院に入所・入院する人の地域移行の促進については、【施策目標1-5-(4)地域移行・地域定着の支援体制の強化 <具体的な取組>○地域移行・地域定着を支援する指定一般相談支援事業所の設置促進に向けた事業者への働きかけ 及び ○入所施設や精神科病院をはじめ地域移行・地域定着に関わる機関及び事業者等の連携体制づくり】に既に反映しております。	反映済
23	5章	1	入所施設や精神科病院からの地域移行・定着の支援体制については、十分な人材の確保、ピアサポート体制の推進、関係機関による協議等を行う体制づくりにより、退院したい方が必要な支援を受けられるようにしてほしい。		
24	5章	1	相談支援においては、行政・医療機関・相談支援事業所等が連携して取り組むことができるようにしてほしい。	相談支援における行政・医療機関・相談支援事業所等の連携については、【施策目標1-5-(2)障害者地域自立支援協議会を中心とした支援体制の強化 <具体的な取組>○「障害者地域自立支援協議会」における支援会議の充実、専門部会の設置運営、研修会や地域懇談会の開催等】等に既に反映しております。	反映済
25	5章	1	これまで精神障害者地域生活支援センターが担ってきた地域活動支援センターの機能や役割について継続させてほしい。	御指摘の点も含めた地域生活支援センターの役割等については、【施策目標1-5-(1)地域での相談支援体制の充実と相談支援の質的向上 <具体的な取組>○3障害いずれの相談にも応じることのできる「障害者地域生活支援センター」に向けた機能拡充】に既に反映しております。	反映済
26	5章	1	相談支援については、3障害対応の方向にあることは受け止めつつも、地域精神保健福祉、精神障害者支援の充実としてなされることをのぞむ。		
27	5章	1	障害のある方たちに関わる全ての方を対象としたスキルアップ研修をしてほしい。	いただいた御意見を参考にしながら、障害のある人に関わる人を含め全ての市民が、障害や障害のある人に対する理解と認識を深めるための取組を進めてまいります。	参考

番号	該当章	施策目標	意見(要旨)	本市の対応	意見の分類
28	5章	1	施策目標1の「5相談支援体制の強化」に、発達相談所について記述を追加してほしい。	発達相談所を含めた児童福祉センターにおける発達支援については、【施策目標3-1-1(3)専門相談体制の充実と身近な相談先の確保 <具体的な取組>○児童福祉センター・第二児童福祉センターにおける専門相談の充実】に既に反映しております。	反映済
29	5章	2	障害者用トイレの整備が進んでいないため、外出時の介護中に危険を感じることもあり、ヘルパー2人派遣の移動支援の許可条件の緩和をお願いする。	移動支援については、【施策目標2-1-1(1)居宅介護等の充実 <具体的な取組>○障害福祉計画に基づく移動支援等(地域生活支援事業)の充実】に既に反映しております。なお、御指摘のヘルパー2人派遣については、国が示す居宅介護における2人派遣の対象者要件に準じた取扱いにより、一定要件の下、個別に対応しております。	反映済
30	5章	2	重度訪問介護の単価の見直しを行ってほしい。	障害福祉サービス等に係る報酬の見直し等については、【施策目標2-1-1(5)障害福祉サービスの安定的供給への取組 <具体的な取組>○国への障害福祉サービス事業所の人材確保や安定的な運営につながる報酬水準確保の要望】に既に反映しており、これらに基づき、国に対し機会を捉えて要望してまいります。	反映済
31	5章	2	入院時コミュニケーション支援事業の利用時間は年間105時間と定められているが、状況をみて時間数を上乘せしてほしい。	入院時コミュニケーション支援事業の利用時間数については、本市の厳しい財政状況の中で、支援が必要な人に公平に制度を利用いただけるよう上限を設けておりますが、今後の事業展開を考えるうえで参考にさせていただきます。	参考
32	5章	2	障害者の親(家族)を、介護の資源として考えるのは止めるべきである。	家族の介護負担の軽減や家族支援を前提としない支援体制については、【施策目標2-1-1(1)居宅介護の充実、(2)日中活動の場の確保と支援の充実及び(3)住まいの場の確保と住環境整備の各<具体的な取組>】に既に反映しており、これらに基づき、居宅介護等の訪問系サービスや生活介護、短期入所、グループホーム等の充実を図ってまいります。	反映済
33	5章	2	自立した地域生活の促進について、家族の支援がなくても、社会的な支援により障害者が地域で暮らせる支援の方向性をもってほしい。		
34	5章	2	訪問入浴を利用している方が、生活介護で入浴できないのはおかしい。また、どの生活介護事業所も定員いっぱいのため、利用回数に制限を設けられざるを得ない状況もある。	生活介護については、【施策目標2-1-1(2)日中活動の場の確保と支援の充実 <具体的な取組>○障害福祉計画に基づく日中活動系サービス(生活介護、短期入所、生活訓練等)の充実】に既に反映しております。なお、御指摘の訪問入浴サービスと生活介護の併給については、個別のケースで対応を検討してまいります。	反映済
35	5章	2	短期入所を充実させてほしい。特に医療的ケアの必要な方が利用できる短期入所先が少ない。		
36	5章	2	高齢の親が重度障害を持つ子供を休む間もなく介護している現実があり、短期入所を利用できれば、地域生活を続けられる期間が長くなる。重点取組の「居住系サービスの確保と整備促進」の中に、短期入所の充実も位置づけてほしい。	医療的ケアが必要な重度の障害のある人やその家族が地域で安定した生活を送ることができるよう、短期入所をはじめとした日中活動の場を拡充していくことは重要であることから、既に本計画にも掲げておりますが、御意見の趣旨を踏まえ、本計画の記載をさらに修正(追記)します。	修正
37	5章	2	医療的ケアが必要な方が安心して短期入所できるようにしてほしい。	【修正内容:施策目標2-1-1(2)日中活動の場の確保と支援の充実の短期入所に関する記載を追加】 …特に、生活介護や短期入所等については、利用者等からの切実な声やニーズの増加が見込まれる点を踏まえ、医療的ケアや常時介護が必要な重度の障害がある人及び難病患者並びにその家族が安定した生活を送ることができるよう拡充を図ります。	
38	5章	2	障害を持つ娘を持つ親として、ケアホームももちろん必要だが、短期入所を充実させてほしい。		
39	5章	2	既存の市営住宅を使用して、短期入所をできるようにしてほしい。		
40	5章	2	短期入所事業の単価の見直しを行ってほしい。		
41	5章	2	短期入所について、制度・単価を充実させるよう国へ働きかけてほしい。		
42	5章	2	重度重複障害のある人の受け入れに際し、さらなる加算手当などを設定してほしい。	障害福祉サービス等に係る報酬の見直し等については、【施策目標2-1-1(5)障害福祉サービスの安定的供給への取組 <具体的な取組>○国への障害福祉サービス事業所の人材確保や安定的な運営につながる報酬水準確保の要望】に既に反映しており、これらに基づき、国に対し機会を捉えて要望してまいります。	反映済
43	5章	2	生活介護の時間外加算の報酬単価を見直してほしい。		
44	5章	2	生活介護におけるたん吸引について、報酬加算を望む。		

番号	該当章	施策目標	意見(要旨)	本市の対応	意見の分類
45	5章	2	生活介護を23日以上支給してほしい。	生活介護については、【施策目標2-1-(2)日中活動の場の確保と支援の充実 <具体的な取組>○障害福祉計画に基づく日中活動系サービス(生活介護, 短期入所, 生活訓練等)の充実】に既に反映しております。なお、御指摘の日中活動系サービスについては、本市の厳しい財政状況の中、月当たり23日の上限の拡大は困難ですが、介護者が不在で特に支援の必要がある場合などについては、個別に対応してまいります。	反映済
46	5章	2	生活介護事業所が短期入所先へ利用者を送る場合、送迎加算をつけることができるようにしてほしい。	生活介護については、【施策目標2-1-(2)日中活動の場の確保と支援の充実 <具体的な取組>○障害福祉計画に基づく日中活動系サービス(生活介護, 短期入所, 生活訓練等)の充実】に既に反映しております。生活介護事業所が実施する送迎につきましても送迎加算の対象とされております。	反映済
47	5章	2	高次脳機能障害者に特化した通所事業やグループワーク, またコーディネートを行う相談支援機関がほしい。	高次脳機能障害のある人に対応する相談支援機関については、【施策目標2-1-(2)日中活動の場の確保と支援の充実 <具体的な取組>○高次脳機能障害のある人に対応する相談支援機関や障害福祉サービス事業所を後方支援する拠点の設置】に既に反映しております。	反映済
48	5章	2	生活介護事業所へスーパービジョン(専門的な知識等を持った者が様々な支援や教育等を行う)のできる機関を増やしてほしい。	いただいた御意見を踏まえながら、今後研究してまいります。	参考
49	5章	2	介護保険施設入所者が生活介護を利用できるようにしてほしい。	介護保険制度に基づくサービスが利用できる場合については、制度上、障害者福祉施策と介護保険とで共通するサービスは、介護保険制度を優先して利用いただくことになります。	参考
50	5章	2	単身の障害のある人が住みやすい市営住宅を増やしてほしい。	単身の障害のある人に対する市営住宅の入居については、御意見の趣旨を踏まえ、本計画の記載をさらに修正(追記)します。 【修正内容: 施策目標2-1-(3)住まいの場の確保と住環境整備 の住まいの確保に関する記載を追加】 ・・・また、 <u>単身の方を含めた</u> 公共・民間賃貸住宅などの住まいの確保についても支援を進めます。	修正
51	5章	2	市営住宅の入居時及び入居中、住戸内にスロープを設置するなどの支援を住宅部局が行ってほしい。	市営住宅を含めた住宅改修については、【施策目標2-1-(3)住まいの場の確保と住環境整備 <具体的な取組>○重度障害のある人の住宅改修への支援】に既に反映しております。	反映済
52	5章	2	物件確保に関する行政の援助や、障害のある市民への理解啓発活動などを行いながら、グループホーム・ケアホームの設置を促進してほしい。	グループホーム・ケアホームの設置促進については、【施策目標2-1-(3)住まいの場の確保と住環境整備 <具体的な取組>○公的な既存施設の活用を含めたグループホーム等の設置促進】に既に反映しております。	反映済
53	5章	2	精神障害者グループホーム、ケアホームに対するバリアフリー法の規制の緩和をしてほしい。	グループホームやケアホームに対するバリアフリー法や京都市バリアフリー条例に基づく施設整備につきましては、これまでからも、既存建築物を利用することによる施設整備が困難な場合には、個別の状況等に応じて、施設整備内容を緩和する運用を行っております。同様に、施設利用者の障害等の種類や程度に応じて、京都市バリアフリー条例に基づく施設整備について、その整備内容を緩和する運用を行っております。	参考
54	5章	2	精神障害のある方の住まいの確保は、保証人の問題や障害に対する理解の不足等により困難な場合が多い。	住まいの場の確保に際しては、精神障害のある人をはじめ、その他の障害のある人にとっても困難な現状があることから、本市としては、市民等に対して、障害や障害のある人の理解促進を図ることを通じて、御指摘	反映済
55	5章	2	民間賃貸住宅の家主及び不動産業者に精神障害者に対する理解の啓発, また民間賃貸住宅入居のために必要な公的保証制度の確立をしてほしい。	いただいた課題の解決の一助にしており、【施策目標1-1-(1)市民等に対する啓発 <具体的な取組>の各項目】に既に反映しております。	
56	5章	2	「老障介護」の現実を解決するため、「住まいの場の確保と住環境整備」を積極的に推進してほしい。具体的な取組に「京都市居住支援協議会にて「住まいの場」の課題も積極的に協議し、具体例を構築」・「障害のある人が地域で暮らす事例や必要性を京都市広報に掲載し、啓発を進める」を追加してほしい。	障害のある人の住まいの場の確保については、【施策目標2-1-(3)住まいの場の確保と住環境整備 <具体的な取組>○公的な既存施設の活用を含めたグループホーム等の設置促進 及び ○市営住宅における障害のある人の優先入居の実施】に既に反映しております。	反映済

番号	該当章	施策目標	意見(要旨)	本市の対応	意見の分類
57	5章	2	入所施設の夜間の職員の確保と安心した運営ができるように、国に働きかけてほしい。	障害福祉サービス等に係る報酬の見直し等については、【施策目標2-1-1(5) 障害福祉サービスの安定的供給への取組 <具体的な取組>○国への障害福祉サービス事業所の人材確保や安定的な運営につながる報酬水準確保の要望】に既に反映しており、これらに基づき、国に対し機会を捉えて要望してまいります。	反映済
58	5章	2	生活介護を利用する方や精神疾患の方に対する医療機関による薬の過剰投与等がなされていないか等のチェックを行政が行う体制を整備してほしい。	自立支援給付費の適正な支給については、【施策目標2-1-1(4)障害福祉サービス等の質の向上 <具体的な取組>○自立支援給付費の請求に係る点検強化等請求の適正化の推進】に既に反映しております。	反映済
59	5章	2	無資格者でも、ホームヘルプや生活介護事業所で働けるようにして、障害のある方との出会う機会を増やしてほしい。	福祉職場で働くためには、サービスの質や安全性の確保等の観点から、一定の研修を受講していただくなどによる資格が必要であることにつきましては、御理解ください。	参考
60	5章	2	外国籍市民重度障害者特別給付金の給付対象と給付額を改善してほしい。	外国籍市民に対する所得保障については、【施策目標2-1-1(6)所得保障の充実 <具体的な取組>○国に対する障害年金及び障害者手当等の充実の要望 及び ○重度障害のある外国籍市民に対する給付金の支給】に既に反映しており、これに基づき、毎年、国に対し、国民年金制度の改善を要望しております。	反映済
61	5章	2	障害者間で、国籍や民族による扱いの差異をなくすために、障害基礎年金額の半額となっている特別給付金額をよりアップしてほしい。また年金2級レベルの中度障害者にも特別給付金の対象とし、日本人障害者と同じように特別給付金では、厚生老年年齢等と全面併給できるようにしてほしい。	外国籍市民に対する所得保障については、【施策目標2-1-1(6)所得保障の充実 <具体的な取組>○国に対する障害年金及び障害者手当等の充実の要望 及び ○重度障害のある外国籍市民に対する給付金の支給】に既に反映しており、これに基づき、毎年、国に対し、国民年金制度の改善を要望しております。なお、65歳以上の方に対する障害基礎年金と厚生年金(老齢、遺族)との併給については、平成21年4月から可能となっております。	反映済
62	5章	2	難病患者への支援をどのようにしていくのか。	平成25年4月施行の障害者総合支援法により、制度の谷間のない支援を提供する観点から、障害者の定義に難病患者等が追加され、障害福祉サービス等の対象に加わることから、本市としても同法の趣旨を踏まえ、福祉事務所と保健センター双方が連携して難病患者等の支援を実施してまいります。	参考
63	5章	2	精神疾患は、外見や表情からは分かりにくい。ため、精神障害がある人と関わりのある方々の精神疾患や障害に対する理解を深めるために、精神科医や教育関係者を講師に招き、講習会を開いてみてはどうか。	精神障害に対する理解促進については、【施策目標2-3-1(1)精神疾患の早期治療の推進 <具体的な取組>○精神疾患や精神科医療の正しい知識を広めるための様々な手法を用いた啓発】に既に反映しており、これに基づき、各区に設置している「こころのふれあいネットワーク」の中で精神科医師の講演会等を実施してまいります。	反映済
64	5章	2	摂食障害について、専門相談機関の設置の導入支援を検討してほしい。	摂食障害を含む精神疾患の治療については、【施策目標2-3-1(1)精神疾患の早期治療の推進 <具体的な取組>○こころの健康増進センターや保健センターにおけるこころの健康相談の実施】に既に反映しております。なお、御指摘の摂食障害につきましては、保健センターやこころの健康増進センターで相談を受け付け、必要な場合には医療機関を紹介しております。	反映済
65	5章	2	精神障害のある方が地域で過ごせる場を増やしてほしい。	精神障害のある方や地域の方が集う場の確保については、【施策目標2-3-1(2)精神疾患の治療・回復への支援 <具体的な取組>○患者の居場所づくりや患者・家族と地域住民の「交流の場」の確保】に既に反映しております。	反映済
66	5章	2	精神疾患の治療・回復への支援に関し、患者の人権も保障できる仕組みも検討してほしい。	精神疾患の治療・回復時の人権への配慮については、【施策目標2-3-1(2)精神疾患の治療・回復への支援 <具体的な取組>○人権に配慮した適正な精神科医療の推進】に既に反映しております。	反映済
67	5章	2	自殺対策も含め、精神障害のある人などにとって、夜間・休日の電話相談は非常に大事である。	精神障害のある人に対する休日・夜間の対応については、【施策目標2-3-1(2)精神疾患の治療・回復への支援 <具体的な取組>○京都市との連携による夜間・休日に症状が悪化した場合にも対応できる精神科救急医療体制の確保】に既に反映しております。	反映済
68	5章	2	うつなどの疾患がある場合は別として、ひきこもりや自殺はなぜ保健福祉の分野なのか。	ひきこもりや自殺については、うつ病をはじめ、様々な要因との関わりがあるとされており、本市においては、保健福祉の分野を中心に、青少年の分野との連携により対策に取り組んでおります。	参考
69	5章	3	施設職員が法定の研修に参加するための加算をしてほしい。	障害福祉サービス等に係る報酬の見直し等については、【施策目標2-1-1(5) 障害福祉サービスの安定的供給への取組 <具体的な取組>○国への障害福祉サービス事業所の人材確保や安定的な運営につながる報酬水準確保の要望】に既に反映しており、これらに基づき、国に対し機会を捉えて要望してまいります。	反映済
70	5章	3	看護師を雇用するための加算を、児童関係の通所施設に行ってほしい。		

番号	該当章	施策目標	意見(要旨)	本市の対応	意見の分類
71	5章	3	療育の質を向上させながら経営を維持できるよう、開設後も財政的な援助を行ってほしい。	施設運営は基本的に国の報酬で行われるものであり、基本報酬のアップや各種加算の創設など改善されてきていますが、より安定的な運営を確保できる報酬水準となるよう、引き続き国へ要望してまいります。	参考
72	5章	3	障害があるため保育が必要な子どもは、そのことをもって保育所入所要件を満たしていると解しているのか。	保育所への入所につきましては、定められた入所要件を満たすことが必要であり、障害のあることをもって入所できるものではないことをご理解ください。	参考
73	5章	3	児童福祉施設の医師が、指示監督責任の役割を担い、各通園施設への指導ができるようにしてほしい。	児童福祉センター・第二児童福祉センターの診療部門は、主として心身障害又はその疑いのある児童の診断、治療業務と児童相談所等に係る医学的判定業務を行い、障害原因の解析、障害像の把握及び療育方針の決定等を行う役割を担っている医療法に基づく診療所であり、各通園施設に対する指導等の機能を加える予定はありません。	参考
74	5章	3	子ども単独での通園だけでなく、母子通園についても、きらきら園が市南部の医療的ケアを必要とする子どもを受け入れる態勢を整えてほしい。	医療的ケアを必要とする子どもの受け入れ態勢を整えるため、看護師を雇用するための加算が創設されるよう機会を捉えて国に要望してまいります。	参考
75	5章	3	学童保育においてボランティアに頼っているので、同じ人が毎日ということは難しく、またいない場合は受け入れることが難しくなる。ボランティアに頼らない職員体制を考えていただきたい。	現在、学童クラブ事業においては、学童クラブ登録児童で、障害のある児童に対して、介助者(ボランティア)派遣を実施しています。介助者ではなく職員への加配を求める意見もありますが、現在の介助者派遣制度は年度途中からの登録等のニーズにも柔軟に対応できる有効な方策であり、今後も現行制度の充実により障害のある児童の受入体制の充実を図ります。	参考
76	5章	3	学童保育について、小学校卒業まで利用できるようにしてほしい。	<p>小学校5・6年生及び育成学級の中学生を対象とした放課後支援については、【施策目標3-1-1(6)放課後・長期休業中の支援の実施 &lt;具体的な取組&gt;○普通学級、育成学級や総合支援学校の障害のある子どもを対象とした放課後等における居場所づくり】に既に反映しておりますが、意見の趣旨を踏まえ、本計画の記載をさらに修正(追記)します。なお、学童クラブ事業の小学6年生までの受入れ拡大については、課題であると認識していますが、施設や受入体制の充実が必要なため、現時点では受入拡大は困難な状況です。</p> <p>【修正内容①:施策目標3-1-1の現状と課題の記載を追加】          ……受け入れを行っていますが、<u>小学校5・6年生や育成学級の中学生については、利用できる施策が限られており、就労している保護者等は、…</u></p> <p>【修正内容②:施策目標3-1-1(6)放課後・長期休業中の支援の実施の放課後対策に関する記載を追加】          ……支援が必要な子どもを対象とする<u>谷間のない放課後対策を推進</u>します。</p>	修正
77	5章	3	児童館が小学校卒業まで利用できるようにしてほしい。		
78	5章	3	学童の利用を6年生まで延長してほしい。		
79	5章	3	障害のある子どもが6年生まで学童保育を受けられるようにしてほしい。		
80	5章	3	地域の学童クラブに6年生まで通えるように、体制をととのえてほしい。ハートステイ事業も1500円は高すぎる。		
81	5章	3	通勤・通学支援は単価を低く設定してでも全ての方を対象にすべきである。	通学支援の実施については、【施策目標3-1-1(6)放課後・長期休業中の支援の実施 <具体的な取組>○障害のある子どもの通学支援の実施】に既に反映しております。なお、通勤や営業活動等の経済活動に係る外出については、厳しい財政状況に加え、福祉施策により対応することについて慎重に検討する必要がありますと認識しております。	反映済
82	5章	3	移動支援を通学や学校と児童館の移動にも使えるようにしてほしい。	通学支援の実施については、【施策目標3-1-1(6)放課後・長期休業中の支援の実施 <具体的な取組>○障害のある子どもの通学支援の実施】に既に反映しております。	反映済
83	5章	3	インクルーシブ教育に関する具体的な取組項目の中で、就学相談の実施が2つの取組に重複して掲げられているが、これらは同種のものではないか。	御意見を踏まえ、本計画の<具体的な取組>に掲げている類似の2項目について、1項目に修正(統合)します。  【修正内容:施策目標3-2-(1)インクルーシブ教育の理念に基づく総合的な支援体制の構築の<具体的な取組>の2項目を1項目に統合】 ○インクルーシブ教育の理念のもと、子どもや保護者の願いと教育的ニーズを踏まえたきめ細かい就学相談の実施や支援体制の構築	修正
84	5章	3	担任の先生が、喀痰吸引や、食事の注入を行えるようにしてほしい。また訪問教育の子どもは、スクーリング時において、保護者が付き添わなくても医療的ケアを行える体制を整えてほしい。	総合支援学校では、子どもの安全を最優先に考えながら、学校に複数配置した看護師を中心に教員との連携の下、医療的ケアを実施しており、今後とも、保護者のニーズも踏まえ、看護師の配置や教員との連携を図り、より安心・安全な医療的ケアの実施に努めてまいります。なお、たんの吸引等の医療的ケアについては、国の法改正により、平成24年度から、一定の研修を修了し、認定を受けた教員や介護職員等にしか認められなくなりました。これを受けて、現在、本市では、教員が医療的ケアを行うために必要な研修の実施に向け準備を進めております。	参考

番号	該当章	施策目標	意見(要旨)	本市の対応	意見の分類
85	5章	3	担任の先生やバスの添乗職員が、安全に喀痰吸引を行えるための体制整備を整え、吸引の必要な子どもも通学バスに乗れるようにしてほしい。	たんの吸引等の医療的ケアについては、国の法改正により、平成24年度から、一定の研修を修了し、認定を受けた教員や介護職員等にしか認められなくなりました。これを受けて、現在、本市では、教員が医療的ケアを行うために必要な研修の実施に向け準備を進めておりますが、スクールバス車内でのたんの吸引等の対応については、安全上の課題などから実施は困難です。	参考
86	5章	4	福祉的就労について、工賃が安すぎるものが改善されていない。社会福祉法人やNPOでは限界があり、根本的な改革が必要である。	福祉的就労における工賃向上については、【施策目標4-1-1(4)福祉的就労の底上げ <具体的な取組>〇「はあと・フレンズ・プロジェクト」に基づく企業連携、施設連携、市民協働によるほっとはあと製品の開発・生産・販売の新しい事業モデルづくりの実施 及び 〇本市が使用する物品やサービスにおける障害福祉サービス事業所からの優先的調達】に既に反映しております。	反映済
87	5章	5	阪急西院駅にエレベーターを設置してほしい。	道路や駅舎、建築物等のバリアフリー化については、【施策目標5-1-1(1)人にやさしいまちづくりの推進 <具体的な取組>〇市有建築物をはじめとする公共施設のバリアフリー化の推進】に既に反映しております。	反映済
88	5章	5	阪急烏丸駅と地下鉄四条駅の階段昇降装置を自動運転にしたり、駅北階段に階段昇降装置を取り付けるなどのバリアフリーを進めてほしい。		
89	5章	5	渡り板を不要にするため、地下鉄と私鉄の車両をホームの高さと同じにしてほしい。		
90	5章	5	狭い歩道でも車椅子が通れるようにしてほしい。		
91	5章	5	道路の整備を進めてほしい。		
92	5章	5	民間施設のバリアフリーを進めてほしい。またエレベーターは障害者やベビーカー専用という条例を作してほしい。		
93	5章	5	市バスのリフトバスの時刻表を教えてください。	市バスの一部系統の時刻表において、車椅子での利用が可能なノンステップバス(バリアフリー車両)の運行表記を行っているほか、あらかじめ乗車日時、系統、乗車区間を担当する営業所にお問い合わせいただければ、可能な限りノンステップバスを配車させていただきます。	参考
94	5章	5	こころのバリアフリーの普及は大切であり、障害のある人への必要な配慮について理解が進むよう取り組んでほしい。	こころのバリアフリーの普及については、【施策目標5-1-1(2)こころのバリアフリーの普及 <具体的な取組>〇市民および事業者等に対する障害のある人に必要な配慮の広報・啓発 及び 〇障害者週間等での障害者団体等との協力による「こころのバリアフリー」につながる運動の実施】に既に反映しております。	反映済
95	5章	5	駅のエレベーターで「車椅子や体の不自由な人が優先です」とアナウンスしてほしい。		
96	5章	5	向島ニュータウン付近の福祉避難所の設置と、それに関わる備蓄品・発電機等を生活介護事業所でも補助してほしい。また、防災計画が策定されにくい地域に対し、京都市からの積極的なアプローチをしてほしい。	福祉避難所の設置については、【施策目標5-1-1(4)避難所生活への支援と福祉避難所の設置 <具体的な取組>〇障害のある人をはじめ要配慮者の特性を踏まえた福祉避難所の指定と地域住民への周知】に既に反映しております。なお、福祉避難所への備蓄品・発電機等の購入助成につきましては、今後検討を進めてまいります。	反映済
97	6章		重点取組の中で、「お互いに認め合い支え合うことの必要性の啓発」とタイトルが記されているが、目標は「啓発」ではなく「支え合うまちづくり」だと思ふ。	本計画の基本方針として「障害のあるひととないひとすべてのひとが違いを認め合い、支え合うまちづくりを推進する」を掲げており、この目標を達成するための重点取組の1つとして「啓発」を行うことを記載しております。	参考